大環境第 e-673 号 令和3年2月 22 日

大阪市環境影響評価専門委員会 会 長 近 藤 明 様

大阪市長 松井 一郎

環境影響評価技術指針の改定について(諮問)

標題について、大阪市環境影響評価条例第6条第3項の規定に基づき、貴専 門委員会の意見を求めます。

## (諮問理由)

環境影響評価技術指針は、大阪市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価等が科学的知見に基づき適切に行われるために必要な技術的事項として、 平成11年4月に策定したもので、平成18年6月には対象事業の計画にあたって事業者が検討すべき「環境配慮事項」を新たに追加するなど、適宜改定を行っております。

本市では、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」の採択など、国際的な潮流を背景として、令和元年 12 月に「大阪市環境基本計画」を改定し、SDGs 達成に貢献する環境先進都市の実現をめざすことといたしました。

本市の環境影響評価制度は環境基本計画の目標達成に資することをめざしており、SDGs 達成への貢献を開催目的とする大阪・関西万博をはじめ、市域の大規模事業における環境配慮の中に、SDGs の考え方を活かしていきたいと考えております。

こうしたことから、事業者が配慮すべき事項の追加など、環境影響評価技 術指針の改定について、技術的・専門的な見地からご検討いただきたく、貴 専門委員会に諮問いたします。